

特別研究員の皆様へ

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部研究者養成課

年末調整に必要な申告書類提出のお願い

標題の件について、平成27年分の年末調整に必要な書類を送付いたしますので、「申告書類作成・記入要領」等を参考に作成の上、本会まで提出願います。

なお、本書類は平成27年12月31日以降に採用期間終了予定の方に提出していただくものです。平成27年12月30日までに中途辞退される方は、提出する必要はありません。年内に中途辞退を予定されている方は、本会まで速やかにご連絡ください。

また、提出の際は、別添「申告書等送付シート」を角2封筒に貼付の上、投函願います。

【年末調整とは】

特別研究員に支給される研究奨励金は、税法上給与所得とみなされるため、所得税を源泉徴収した上で支給しています。

当該年の途中で扶養親族に変更があった場合など、既に源泉徴収をした1年間の所得税額と、本来納めなければならない所得税額との間に過不足が発生する場合、1年間の研究奨励金の支給総額が確定する12月の研究奨励金支給時に当該年に納めるべき税額を正しく計算し、徴収または還付する必要があります。

これが「年末調整」と呼ばれるもので、年末調整を行うためには所定の様式等の提出が必要です。

提出期限 平成27年11月10日（火） 必着

< 提出書類一覧 >

書 類 名	提出の 要・不要	備 考
1. 平成28年分扶養控除等申告書	全 員	平成28年1月1日以降採用継続予定の者は必ず提出すること
2. 平成27年分扶養控除等申告書【訂正分】	該当者のみ	前回提出時以降に家族構成等に変更があった場合には必ず提出すること
3. 平成27年分保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書	希望者のみ	平成27年12月31日時点の在籍者（12月31日付辞退者を含む）のうち、国民健康保険・生命保険料等について本会で控除を希望する者

※1. 平成27年12月に出産・育児による採用中断（研究再開準備支援は除く）あるいはインターンシップ参加の取扱いを受ける方は、上記「1.」のみ提出してください。

※2. 上記「1.」を提出されない方には、**平成28年1月以降の研究奨励金を支給できません。**

※3. 「3.」の記入に際し不明な点等があれば、保険会社等に確認してください。

【本件照会先および書類提出先】

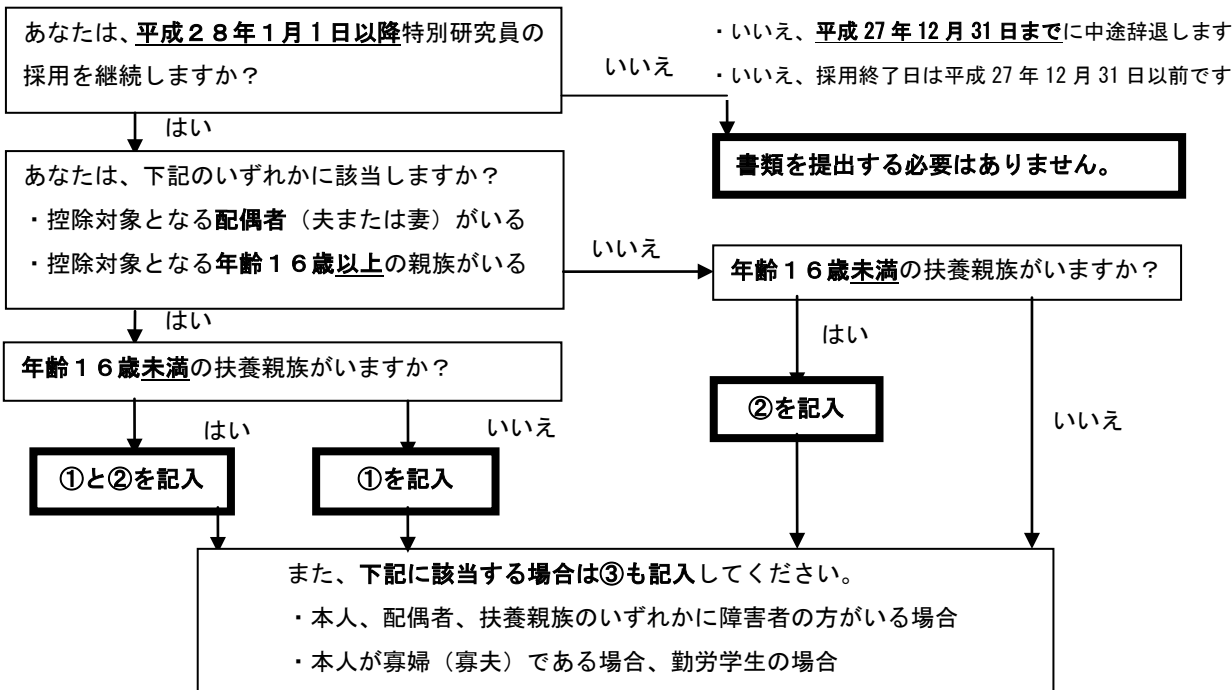
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1
独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課
TEL : 03-3263-1743 FAX : 03-3222-1986

◇ 申告書等は右記 URL よりダウンロード出来ます→<http://www.jsps.go.jp/j-keiji.html> ◇

申告書類作成・記入要領

1. 平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

これは、平成28年1月以降各月の研究奨励金に課される所得税額を決定するために必要な書類です。



申告書は必ずコピーを取り、手元に保管してください。

平成28年中に扶養控除申告書記載事項について変更があった場合は、その申告書のコピーに変更事項を朱書きし、申告者本人氏名の箇所に捺印の上、提出していただくことになります。

平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

※平成27年9月1日付け事務連絡「マイナンバー（社会保障・税番号）制度導入に伴う協力依頼について（事前案内）」にて連絡（メール配属）しているとおり、個人番号の提供については別途依頼しますので、本申告書に「個人番号（あなた、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族（16歳以上）、16歳未満の扶養親族）」を記入する必要はありません。

自分で記入の場合も必ず押印。 配偶者の有無は該当する方を必ず○で囲む。

採用年度	平成	年度	
資格	SPD PD RPD DC2 DC1		
領域			
受付番号			

記入 全項目記入必須
記入漏れ注意

所轄税務署長等 税務官の氏名（氏名） 税務官の氏名 税務官の氏名 税務官の氏名	独立行政法人 日本学術振興会 あなたの氏名 あなたの氏名 あなたの氏名	フリガナ あなたの氏名 あなたの氏名 あなたの氏名	生年月日 生年月日 生年月日 生年月日	〒 〒 〒 〒	年月日 年月日 年月日 年月日
---	--	------------------------------------	------------------------------	------------------	--------------------------

扶養親族の氏名、住所、生年月日、扶養親族の種類、扶養親族の所得金額、扶養親族の所得控除額、扶養親族の所得控除額等

区分	氏名及び個人番号	生年月日	住所又は居所	扶養親族の種類	所得金額	所得控除額	所得控除額等
A 控除対象配偶者							
B 控除対象扶養親族（16歳以上）							
C 配偶者、勤労学生、障害者、寡婦							
D 扶養親族が控除を受ける扶養親族等							

※申告書上部の太枠内は、全員全項目記入必須。
ただし、「あなた」の個人番号を記入する必要はありません。
※世帯主が他者の場合は、世帯主欄に戸籍名、続柄欄に本人と記入し、世帯主が他者の場合は、その氏名とその方との続柄を記入してください。

※1. 「控除」とは、税金の課税対象となる所得金額を控除分少なくすることをいいます。
※2. 「所得」とは、給与等の収入金額から所得税法で定めた給与所得控除額を差し引いた金額です。

<①の欄について>

記入欄名	説明
A. 控除対象配偶者	<p>所得者（ここでは、特別研究員の方）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。所得の見積額を記入してください。</p> <p>※婚姻の届出をしている配偶者であって、内縁関係は含まれません。 ※給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下であれば、合計所得金額が38万円になります。（本年中に婚姻された方で収入があった方は、結婚するまでの収入も含まれます。）</p>
B. 控除対象扶養親族	<p>所得者（ここでは、特別研究員の方）と生計を一にする親族（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。所得の見積額を記入してください。</p> <p>ここに記載できるのは、そのうち年齢16歳以上の人（平成13年1月1日以前に生まれた人）となります。</p> <p>もし、該当する人が下記の条件に当てはまる場合は、それぞれ氏名等必要事項を記入してください。</p> <p>【老人扶養親族】 ・年齢70歳以上の人（昭和22年1月1日以前に生まれた人）</p> <p>【同居老親等】 ・老人扶養親族のうち、特別研究員またはその配偶者の直系尊属（父母や祖父母等）のいずれかと同居している人</p> <p>※非居住者である親族を控除対象扶養親族とする場合は、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類（外国語の場合はその和訳も添付）を併せて提出してください。</p>

<②の欄について>

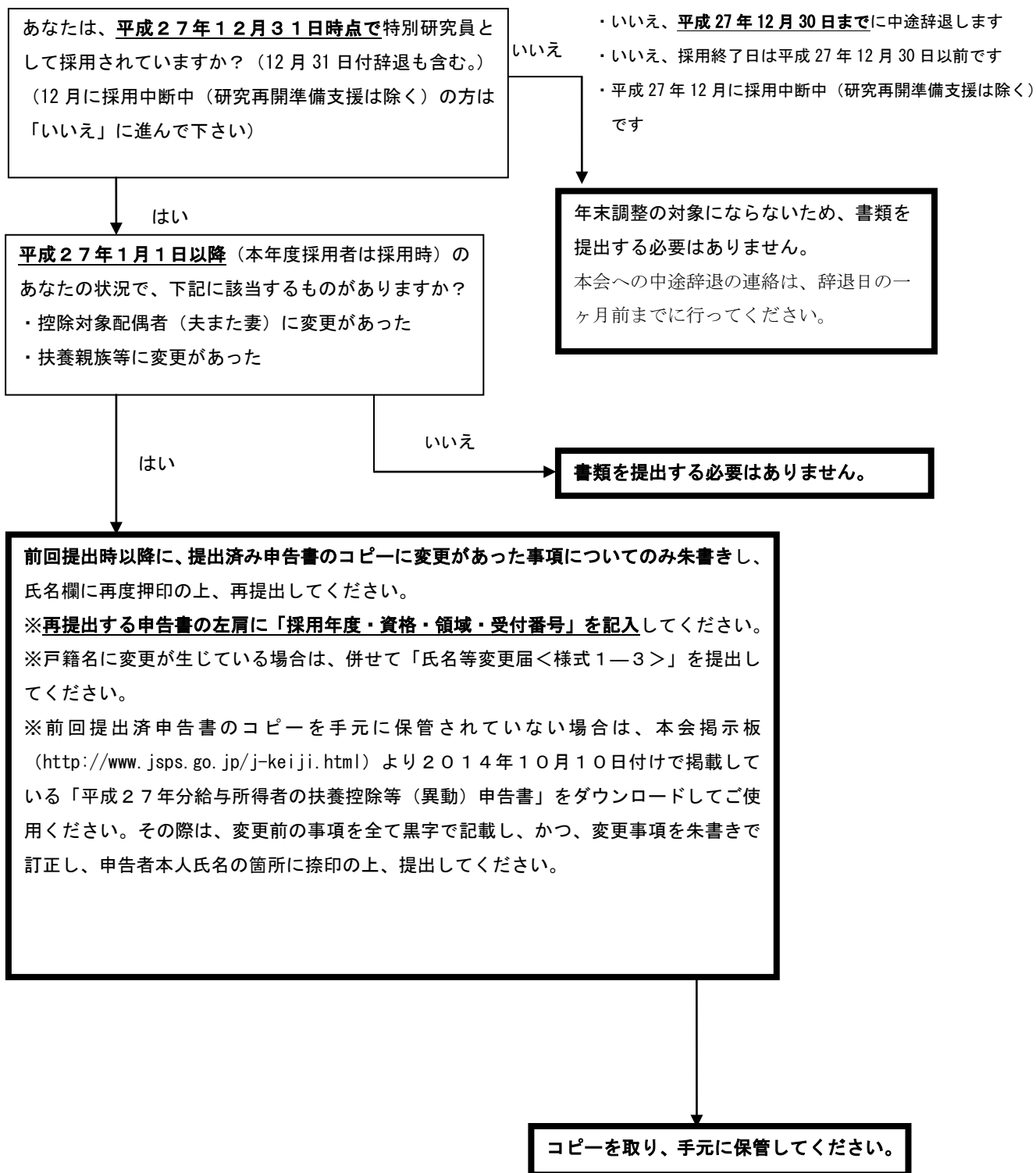
記入欄名	説明
16歳未満の扶養親族	<p>年齢16歳未満の扶養親族（平成13年1月2日以後に生まれた扶養親族）がいる場合は、記載してください。</p> <p>ただし、上記の定義に当てはまる場合であっても、特別研究員本人以外の方の扶養に入っている親族については、重複になるため記入しないでください。</p>

<③の欄について>

記入欄名	説明
C. 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<p>該当がある場合のみ記入してください。</p>

2. 平成27年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【訂正分】

これは、平成27年中に課されるべき所得税の総額を確定するために必要な書類です。



3. 平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書

これは、希望者のみが提出する書類です。控除の条件に該当しない方は提出しないでください。

【保険料控除申告書】

あなたは、平成27年12月31日時点で特別研究員として採用されていますか？（12月31日付辞退も含む）
（12月に採用中断中（研究再開準備支援は除く）の方は「いいえ」に進んで下さい）

- ・ いいえ、平成27年12月30日までに中途辞退します
- ・ いいえ、採用終了日は平成27年12月30日以前です
- ・ 平成27年12月に採用中断中（研究再開準備支援は除く）です

はい

あなたは、現在、自分で下記に該当する保険料等を支払っていますか？

- ・ 国民健康保険料（任意継続保険料を含む）
- ・ 国民年金保険料（国民年金基金を含む）
- ・ 一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、地震保険料

年末調整対象者ではありませんので、対応できません。必要に応じて、ご自身で確定申告してください。

いいえ

記入する必要はありません。

はい

本会で保険料を含めた所得税の調整を希望しますか？

記入する必要はありません。ご自身で確定申告してください。

いいえ

はい

①および②のうち該当する項目について記入し、控除証明書（原本のみ可）を添付して提出してください。
（国民健康保険料を納付した証明書は添付不要です。）

【配偶者特別控除申告書】

あなたには、配偶者がいますか？

いいえ

記入する必要はありません。

はい

平成27年1月～12月中の配偶者の所得は、38万1円以上76万円未満ですか？

はい

配偶者特別控除に該当する可能性があるため、裏面の注意事項をよく読み、該当する場合は③に必要事項を記入して提出してください。

いいえ

記入する必要はありません。

平成27年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

採用年度 平成 年度
資格 SPD PD RFD DC2 DC1
領域
受付番号

不足控除証明書提出予定日: ____月 ____日
※最終期限は11月17日です。

JSPS使用欄: 国年

保・配特

記入項目に注意 ※国民健康保険・国民年金は社会保険料控除に記入

①

②

③

※ 控除額の計算に際して提出した金額は、円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

<①の欄について>

記入欄名	説明
生命保険料控除 地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月～12月中に支払った保険料が控除の対象となります。 ・控除証明書（保険会社が発行した控除証明書。支払通知書等は不可。）は、原本を提出（コピーは不可）してください。 ※控除証明書は保険会社に問い合わせをすれば再発行が可能です。 ・提出する控除証明書は、証明書の右肩に「採用年度・資格・領域・受付番号」を記入し、申告書裏面の添付箇所に必ず貼付してください。 <p><損害保険料について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年末をもって損害保険料控除は廃止されましたが、平成18年末までに締結した長期損害保険については契約内容によって控除の対象となるため、保険会社に問い合わせてください。

<②の欄について>

記入欄名	説明
社会保険料控除	国民年金 国民年金基金 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月～12月中に支払った国民年金、国民年金基金の保険料が控除の対象です。 ・控除証明書（領収書でも可。ただし、領収書兼納付書・口座振替通知書は不可。）を必ず添付してください。 ※国民年金の控除証明書は、例年11月初旬頃に日本年金機構より発送されます。（8ページ【参考】参照） ・証明書のコピーは受理できません。 ・提出する控除証明書は、証明書の右肩に「採用年度・資格・領域・受付番号」を記入し、申告書裏面の添付箇所に必ず貼付してください。
	その他 国民健康保険等 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年1月～12月中に支払った国民健康保険等の保険料が控除の対象です。 ・控除証明書の添付は不要です。

<③の欄について>

記入欄名	説明
配偶者特別控除	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の平成27年1月～12月中の所得金額を確認し、該当する場合は必要事項を記入してください。 ・扶養控除申告書のA欄（控除対象配偶者）に該当する場合は、この欄には記入できませんので、注意してください。

提出期限までに保険料等の控除証明書類が入手できない場合

ご自身で保険会社等に必要事項（特に申告書に記載する金額）を確認の上、申告書を作成し、**申告書左下部の「不足控除証明書提出予定日」欄に提出予定日を記入の上**、申告書を提出期限内に提出してください。**不足控除証明書の最終提出期限は平成27年11月17日（火）**ですので、それまでに必ず提出してください。提出期限を過ぎても提出されない場合は、本会では対応できません。

後日、提出する控除証明書は、**証明書の右肩に「採用年度・資格・領域・受付番号」**を記入し、**別添「申告書等送付シート」**を角2封筒に貼付の上、**提出**してください。

よくある質問

【一般的事項】

Q 1. 本年の途中でDCからPDに資格変更しました。申告書にはどのように記載すればよいですか？

A. 提出時の資格であるPDを○で囲んでください。

Q 2. 申告書類はコピーしたものを使ってもよいですか？

A. コピーしたもので結構です。本会HP (<http://www.jsps.go.jp/j-keiji.html>) から様式をダウンロードできます。

Q 3. 海外渡航中で必要書類等が準備できませんが、どのようにすればよいですか？

A. 平成28年分扶養控除申告書のみ提出してください。保険料等の控除がある場合は、ご自身で確定申告してください。

Q 4. 特別研究員として使用している登録名と戸籍名が異なります。今回は戸籍名を記入しなければならないのですか？

A. 必ず戸籍名を記入してください。平成23年度以前の採用者で登録名と戸籍名が異なることを申告していない方は、戸籍名を確認するため、あわせて氏名等変更届<様式1-3>および戸籍抄本を提出してください。

Q 5. 平成27年1月1日以降に住民登録住所を変更しました。どのようにすればよいですか？

A. 平成28年分扶養控除申告書に新しい住民登録住所を記入のうえ、振込銀行・住所等変更届<様式1-2>を提出してください。

【扶養控除等申告書関係】

Q 6. 申告書の「世帯主」欄は誰を記載すればよいですか？

A. 住民票に記載されている世帯主の氏名を記入してください。

Q 7. 扶養親族に該当するかどうかわかりません。

A. 3ページ<①の欄について>を確認のうえ、不明な点があれば最寄りの税務署に確認してください。

Q 8. 「個人番号」がわかりません。

A. 特別研究員本人および控除対象扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の提供依頼については、別途連絡をいたしますので、本申告書には記入の必要はありません。

Q 9. 平成27年に結婚しましたが、書類の提出は必要ですか？

A. 戸籍名の変更がある場合は、氏名等変更届<様式1-3>および戸籍抄本を提出してください。
また、控除対象配偶者に該当する場合は、提出済み平成27年分扶養控除等申告書のコピーに変更部分を朱書きして提出してください。

Q 10. 平成27年に子どもが生まれましたが、書類の提出は必要ですか？

A. 16歳未満の扶養親族に該当する場合は、提出済み平成27年分扶養控除等申告書のコピーに変更部分を朱書きして提出してください。

【保険料控除等申告書関係】

Q 11. 控除の対象となる保険かどうか（または対象となる金額が）わかりません。

A. 社会保険料についてはそれぞれの支払先に確認してください。
生命保険料・地震保険料・長期損害保険料については各保険会社に確認してください。

Q 12. 来年以降に納付期日が到来する保険料（社会保険料・生命保険料・地震保険料）を、本年中に一括納入している場合、金額欄にはどのように記入するのですか？

A. 最寄りの税務署に確認してください。

Q 13. 本年の途中で転居し、社会保険料の支払先が複数にまがります。「保険料支払先の名称」の欄にはどのように書けばよいのでしょうか？

A. 本年中に社会保険料を支払う支払先名称を併記してください。

Q 14. 医療費控除を年末調整で受けることができますか？

A. 本会では対応できません。医療費控除に該当する医療費を支払った場合には、ご自身で確定申告をしてください。

【参考】

- ・ 税についての相談窓口 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>
- ・ 日本年金機構控除証明書 Q&A http://www.nenkin.go.jp/n/www/faq/result.jsp?faq_genre=022